

事務センターだより



第 8 号 R4.11.25 文責 庶務グループ 歌野・中山

早いもので、2学期も残り1か月程となりました。学期末へ向けてお忙しいこと
と思います。寒くなってきましたので、体調管理には十分気をつけたいですね。



年末調整&確定申告



☆年末調整の結果の精算について

- (1) 過納額の精算：12月28日(水)に本人の指定口座に支給予定です。
- (2) 不足額の精算：不足額は1月給与〔1月20日(金)支給分〕から徴収
予定です。
- (3) 再調整については、12月16日(金)まで受け付けます。
修正等ある場合は、分かった時点で速やかに事務職員へ報告をお願い
します。

☆確定申告について

確定申告とは、個人が1年間の所得を計算して申告・納税する一連の手続
きです。年末調整とは、従業員の1年間(1月1日~12月31日)の納税額
を会社が計算・調整し、過不足を精算する手続きです。ほとんどの方は、年
末調整後に確定申告を行う必要はありません。しかし、以下の例のとおり場
合によっては、年末調整後に確定申告が必要になることもあります。

(例)

- ・高額な医療費を払ったため、医療費控除に該当する方
- ・ふるさと納税をしたため、寄付金控除に該当する方
(ワンストップ特例制度未利用(※利用条件あり)又は寄附先自治体6カ所以上)
- ・災害の被害に遭い住宅や家財に損害を受けたため、雑損控除に該当する方
- ・年の途中で退職したため、年末調整を受けていない方
- ・初めて住宅ローン控除を受ける方(2年目以降は年末調整)、等

●相談及び申告書の受付期間(確定申告期間)
令和5年2月16日(木)~3月15日(水)
※還付申告は上記の期間以前でも可能です。
詳細は、最寄りの税務署・相談窓口へお願いします!



期末勤勉手当に関するお知らせ

12月9日(金)は期末勤勉手当支給日です。

令和4年10月11日付にて「職員の給与等に関する報告及び勧告
について」通知がありましたね。ご存じでしょうか。

それによると・・・期末勤勉手当の支給率は、

	令和4年度	
	6月期	12月期
期末手当	1.20月〔支給済〕	1.20月(改定なし)
勤勉手当	0.95月〔支給済〕	1.05月(現行0.95月)
合計	4.40月(現行4.30月より0.10月分引き上げ)	

※令和4年6月2日から令和4年12月1日の間に育休等休職期間が
ある方は勤務期間により支給率に相違があります。



ふるさと納税について

この時期になると『ふるさと納税』という言葉を目にする機会が多
くなるのではないのでしょうか。最近はCMでもやっていますね。ご存じの先
生方も多いとは思いますが、ふるさと納税がどんな制度かをご紹介します。

ふるさと納税は、「納税」という言葉がついていますが、実際には都道府
県や市区町村への「寄附」です。ご自身が応援したい自治体に寄附すると、
税金の一定額が還付・控除され、さらに寄附先の地域からお礼品がもらえ
るという制度です。寄附を受けた自治体も地域活性化のための財源となり
ます。ふるさと納税で寄附をして控除される税金は控除上限額内の2,000
円を超える部分になります(これは、実質負担金として2,000円かかる
ということです)。また前述のとおり控除される税金にも上限があります
ので、一体ご自身の控除上限(寄附して控除を受けることができる金額の
上限)がいくらなのかという把握が必要になります。今やふるさと納税は、
いろんなサイトで利用できます。サイト内でご自身の控除上限額のシミュ
レーションができますので、気になるサイトにてご確認ください。

ただし、ふるさと納税をしたからといって、何もせずに税金の一定額が
還付・控除される訳ではありません! 控除を受ける際には、2つのどちら
かの手続きが必要となります。まず1つ目は、確定申告です。2つ目は、
一定の条件(寄附自治体数が5つ以下且つふるさと納税以外に確定申告を
しない)を満たす場合に利用できるワンストップ特例制度です。詳しい説
明は、今回省略しますので気になる方は、ご自身でお調べください。

今年分のふるさと納税は、まだ間に合います。ぜひこの機会に検討され
てみてはいかがでしょうか?

